

株 主 各 位

千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長 中 富 一 郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 Room C
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第17期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎省エネルギー及び節電への取り組みの一環として、当日の会場は空調の使用を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、予めご了承くださいようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.nanocarrier.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度においては、欧州の財政問題の長期化等により、円高・株安傾向で推移しておりましたが、平成24年末の新政権誕生を受けた財政・金融政策、円安・株高の進行等により、経済環境は改善の兆候を見せ始めております。

(主要パイプライン開発促進及びライセンス・共同研究契約)

このような経済環境の下、当社は、主要パイプラインの開発促進及び新規開発パイプラインの拡充などに取り組むとともに、ライセンス及び共同開発等について取組みを進めました。

このうち、ライセンス及び共同開発等については、平成24年11月に、Orient Europharama Co., Ltd. (台湾、以下「OEP」) との間で、シスプラチン誘導体ミセル (NC-6004、ナノプラチン[®]) に関するアジア地域を対象とする開発及び販売権に加え、全世界を対象とする非独占製造権を同社に付与する新たなライセンス契約を締結し、アジア地域における開発、販売の基礎を構築しました。

また、平成24年11月には、機能性材料分野などで世界をリードする信越化学工業株式会社 (以下「信越化学」) を割当先とした第三者割当増資による新株式発行 (12,000株) を含む大規模な資金調達を行うとともに、ミセル化ナノ粒子技術の中核である原材料ポリマーの研究開発について同社と協力的な関係の構築に向けて検討を開始しております。さらに、平成24年7月には、ミセル化ナノ粒子の持つプラットフォーム技術の特性を生かし、株式会社アルビオンと新たな化粧品素材を使用した化粧品の商業化に関する共同開発契約を締結し、医薬品以外の分野での応用と事業拡大を進めました。

なお、信越化学は、株式会社ウィズ・パートナーズが無限責任組合員として組成する投資事業有限責任組合より、当社株式12,000株の譲渡を受け、第三者割当で取得した株式数と合わせた当社株式保有数は24,000株であり、平成25年3月末現在で当社の筆頭株主となっております。

(主要パイプラインの進捗状況)

4つの主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

パクリタキセルミセル (NK105) につきましては、アジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社によって、平成24年7月に、転移・再発乳がんを適用対象にした第Ⅲ相臨床試験（国際共同試験）が開始され、順調に進捗しております。

ナノプラチン® (NC-6004) につきましては、アジア地域（日本、中国、インドを除き、オセアニアを含む）を対象としたライセンス先であるOEPとともに、台湾及びシンガポールで進行性膵臓がんに対する第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施中で、第Ⅱ相試験は順調に進行し、本年前半には、承認要件を満たす拡大臨床試験に移行する予定です。また、日本国内においても、自社開発により、平成24年10月に固形がんを対象に第Ⅰ相臨床試験を開始しました。さらに、グローバル展開を計画しており、米国において本年中に肺がん（非小細胞肺がん）を対象とする拡大臨床試験を開始するため、準備を進めております。

ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) につきましても、米国における第Ⅰ相臨床試験実施の早期再開（テキサス大学MDアンダーソンがんセンター）に向け、準備を進めております。

エピルビシンミセル (NC-6300/K - 912 : pH応答性ミセル) につきましては、全世界を対象にしたライセンス及び共同開発契約を締結している興和株式会社（以下、「興和」）とともに非臨床試験の実施及び治験薬の製造等を進めてまいりましたが、本年5月初旬に第Ⅰ相臨床試験実施のためのIND申請を医薬品医療機器総合機構（PMDA）に行いました。

(新規開発パイプラインの進捗状況)

新規開発パイプラインについては、低分子医薬品に加え、タンパク質、核酸など高分子医薬品などを対象に、エーザイ株式会社、東京大学をはじめ、国内外の研究機関や製薬企業と共同研究やフィージビリティスタディを実施し、ドセタキセルや分子標的薬ベルケイド®（ボルテゾミブ）のミセル化医薬品開発やセンサー結合型ミセル（Active-Targeting）について自社研究を進めております。

以上の結果、当事業年度は、興和からのライセンス及び共同開発契約に基づく製剤供給及びマイルストーン収入並びにOEPからの契約一時金収入等により売上高は373百万円（前事業年度比7.9%増）、営業損失は526百万円（前事業年度営業損失333百万円）、経常損失は432百万円（前事業年度経常損失366百万円）となり、固定資産の減損処理等による減損損失50百万円を計上した結果、当期純損失は484百万円（前事業年度当期純損失398百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は20百万円であり、主なものは次のとおりであります。

医薬品製造機器等	20百万円
----------	-------

③ 資金調達の状況

当社は、平成24年11月15日付で信越化学工業株式会社に対し第三者割当により12,000株（発行価額：1株当たり57,473円）の発行を行い689百万円を調達しております。また、当事業年度における新株予約権の行使請求に伴い、54,810株の発行を行い、1,659百万円を調達いたしました。

以上により、当事業年度の資金調達額は、総額2,348百万円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 14 期 (平成22年 3 月期)	第 15 期 (平成23年 3 月期)	第 16 期 (平成24年 3 月期)	第 17 期 (当事業年度) (平成25年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	117	84	346	373
経 常 損 益 (百万円)	△492	△549	△366	△432
当 期 純 損 益 (百万円)	△494	△555	△398	△484
1 株当たり当期純損益 (円)	△3, 874. 60	△3, 599. 92	△1, 741. 80	△1, 885. 40
総 資 産 (百万円)	1, 135	2, 037	3, 662	5, 606
純 資 産 (百万円)	1, 014	1, 848	1, 858	4, 400
1 株当たり純資産額 (円)	7, 868. 40	8, 364. 28	7, 783. 22	13, 528. 75

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は研究開発型のバイオベンチャー企業であり、①ミセル化ナノ粒子技術など当社の中心技術について、世界に誇ることができる万全な技術基盤（合成、分析など）を築き上げること、②ミセル化ナノ粒子技術を研究から工業化・実用化レベルまで最適化を進め、かつ、低分子化合物から高分子化合物までに応用できる技術として確立すること、③自社開発品を中心に多くの製品パイプラインを早期に臨床開発段階にまで進めること、などを目指しております。

当社は、上記事業目標達成のため、昨年に引き続き、以下7つを重点施策ととらえ全社一丸となって取り組んでまいります。

a. 自社開発の加速化

開発の進捗を自らコントロールし、計画的に開発を進めることができる自社開発戦略を進め、それぞれの製品が持つ製品価値の最大化を実現します。主要パイプラインのうち、ナノプラチン®（NC-6004）及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）につき、早期の承認・上市を実現することが当社の企業価値を最大限に高めるという認識の下、これらの臨床開発を独力で加速化します。

b. 開発パイプラインの拡充

進行している低分子化合物の研究開発を迅速化し、その成果を主要パイプラインに引き上げるとともに、低分子化合物のみならず、タンパク質、ペプチド、核酸などの高分子化合物の領域に応用できるレベルを実現させ、ライセンスアウトや共同開発の対象となる開発パイプラインを拡充します。

c. ネットワーク活用と提携拡大

主要パイプラインに続く製品の開発を推進し、ライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の開拓を引き続き継続します。提携先の開拓に当たっては、株式会社ウィズ・パートナーズの事業面でのサポートを活用し、同社が持つ国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業等との提携、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得を進めます。

d. ライフサイクルマネジメントと特許戦略の強化

優良製薬企業等とのネットワーキングを構築し、各社の既存製品や新薬候補薬物のライフサイクルマネジメントに貢献できるビジネスモデルを構築します。また、特許戦略を構築・推進し、製品のライフサイクルマネジメント戦略に活用します。

- e. 技術力の最良化と技術の囲い込み
大学・研究機関との共同研究やバイオ企業との提携により、自社の基盤技術力の最適化・最良化を進めるとともに、競争力の根源となる中核的な機能・分野を独自のノウハウとして創成します。
- f. 選択と集中、アウトソーシングの活用
研究開発プロジェクトの推進においては絶えず技術・事業性の観点からプロジェクトの優先順位付けを行い、大学や研究機関並びに外部受託機関との連携・提携を有効活用します。
- g. 財務力とPDCAの強化
プロジェクト管理と予算の執行管理の連動を進め、資金のより有効かつ効率的な運用を強化します。

以上に加え、外部からの製品パイプラインの導入や製薬・バイオ企業への投資・買収などを事業戦略の一つとして加え、事業・商品ポートフォリオの拡大・成長による企業価値の最大化を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社の主たる事業は、ナノテクノロジーを駆使したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にかん領域において新しい医薬品等の開発製造を行うことであり、同技術の実用化によって、従来の薬物より有効性と安全性を高め、難治性疾患の治療をより有効にすることを可能にすると考えております。

(6) 主要な営業所（平成25年3月31日現在）

本	社	千葉県柏市				
研	究	所	千葉県柏市			
東	京	オ	フ	ィ	ス	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
36(11)名	7(4)名	41.2歳	5.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 491,852株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 325,307株 |
| (3) 株主数 | 18,000名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	24,000株	7.37%
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	21,420	6.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,097	5.56
中 富 一 郎	11,200	3.44
興 和 株 式 会 社	11,000	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,686	2.67
C Y N T E C C O . , L T D .	8,232	2.53
松 井 証 券 株 式 会 社	7,469	2.29
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	3,925	1.20
岡 野 光 夫	3,072	0.94

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使価額
		個	株	円
第2回新株予約権 (い) (平成16年2月28日)	平成18年1月15日 ～平成26年1月14日	15	150	30,399.8
第2回新株予約権 (ろ) (平成16年5月31日)	平成18年1月15日 ～平成26年1月14日	45	450	30,399.8
第2回新株予約権 (は) (平成16年9月1日)	平成18年1月16日 ～平成26年1月14日	260	2,600	30,399.8
第2回新株予約権 (ほ) (平成17年1月14日)	平成18年1月16日 ～平成26年1月14日	40	400	30,399.8
第3回新株予約権 (い) (平成17年9月1日)	平成19年6月28日 ～平成27年6月27日	30	300	30,399.8
第3回新株予約権 (は) (平成17年11月1日)	平成19年6月28日 ～平成27年6月27日	10	100	30,399.8
第3回新株予約権 (に) (平成18年3月1日)	平成19年6月28日 ～平成27年6月27日	5	50	39,691.2
第4回新株予約権 (い) (平成18年3月1日)	平成20年2月1日 ～平成28年1月31日	15	150	39,691.2
第7回新株予約権 (い) (平成23年8月15日)	平成25年8月16日 ～平成30年8月15日	3,180	3,180	27,564
第8回新株予約権 (平成24年3月21日)	平成24年3月21日 ～平成30年3月20日	19	19,000	30,000
第7回新株予約権 (ろ) (平成24年5月11日)	平成26年5月12日 ～平成31年5月11日	150	150	55,125
第7回新株予約権 (は) (平成24年5月23日)	平成26年5月24日 ～平成31年5月23日	150	150	53,658

- (注) 1. 第8回新株予約権以外の新株予約権は、ストックオプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行しております。
2. 第8回新株予約権以外の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めておりますが、行使時点においても当社の取締役、監査役、従業員または協力者として取締役会にて承認された地位にあることを定めています。
3. 当社は、第8回新株予約権の保有者であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合との間で以下の取得条項につき合意しております。

取得条項：

当社は、会社法第273条第2項の規定に従い、取得日の2週間前までに投資家に通知または公告したうえで、残存する新株予約権の全部を、本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(平成25年 3月31日現在)

名称	取締役(社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権等の目的となる株式の数	保有者数	新株予約権等の目的となる株式の数	保有者数	新株予約権等の目的となる株式の数	保有者数
第2回新株予約権 (は)	株 780	名 1	株 220	名 1	株 250	名 1
第3回新株予約権 (い)	300	1	—	—	—	—
第7回新株予約権 (い)	1, 330	4	100	2	300	3

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

①平成24年 5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権 (ろ)

	当社使用人
交付者数	1 人
新株予約権の数	150個
目的である株式の種類及び数	普通株式150株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1 個につき55, 125円
新株予約権の行使期間	平成26年 5月12日から平成31年 5月11日まで
新株予約権の行使条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・行使日の前営業日の当社普通株式の終値が32, 000円以上であった場合のみ権利行使可能。

②平成24年 5月22日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権 (は)

	当社使用人
交付者数	7 人
新株予約権の数	150個
目的である株式の種類及び数	普通株式150株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1 個につき53, 658円
新株予約権の行使期間	平成26年 5月24日から平成31年 5月23日まで
新株予約権の行使条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・行使日の前営業日の当社普通株式の終値が32, 000円以上であった場合のみ権利行使可能。

(3) その他新株予約権等の状況

- ①平成24年3月21日付発行の当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債8億4,000万円及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債8億6,000万円に付された新株予約権

・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	6個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額で除した数とする。
転換価額	28,000円
新株予約権の発行価額	無償

・第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	43個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額で除した数とする。
転換価額	28,000円
新株予約権の発行価額	無償

- ②平成24年1月26日開催の取締役会決議及び平成24年3月19日開催の株主総会決議に基づき発行した第8回新株予約権

新株予約権の数	19個
目的である株式の種類及び数	普通株式19,000株
新株予約権の払込金額	14,539,000円（1個につき217,000円）
新株予約権の行使価額	1株につき30,000円
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成30年3月20日まで
新株予約権の行使条件	・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ・各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により62個をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に、5個をシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合にそれぞれ割り当てた。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 富 一 郎	CEO（最高経営責任者） iPSアカデミアジャパン株式会社取締役
取 締 役	花 田 博 幸	CBO（事業開発責任者）兼事業開発部長
取 締 役	加 藤 泰 己	CSO（研究責任者）
取 締 役	中 塚 琢 磨	CFO（財務責任者）兼管理部長兼社長室長
取 締 役	岡 野 光 夫	東京女子医科大学副学長兼先端生命医学研究所 所長・教授 株式会社セルシード取締役
取 締 役	大 橋 彰	
取 締 役	松 村 淳	株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役副社長COO 株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役社長
取 締 役	飯 野 智	株式会社ウィズ・パートナーズシニア・マネージング ダイレクター兼投資運用部長 株式会社ジーンテクノサイエンス取締役
常 勤 監 査 役	野 口 勘 四 郎	
監 査 役	森 嶋 正	森嶋公認会計士事務所代表
監 査 役	古 田 利 雄	弁護士法人クレア法律事務所 代表社員弁護士 株式会社キャンバス監査役

- (注) 1. 取締役岡野光夫、大橋彰、松村淳及び飯野智は、社外取締役であります。
2. 監査役野口勘四郎、森嶋正及び古田利雄は、社外監査役であります。
3. 監査役森嶋正は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤監査役野口勘四郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6 名	87百万円
監 査 役	3	14
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	101 (19)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。
2. 取締役の員数は8名ですが、無支給者が2名いるため支給員数と相違しております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成23年6月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、平成23年6月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額10百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、以下の金額が含まれております。
- ・ストック・オプションによる報酬額13百万円（取締役6名に対し11百万円（うち社外取締役2名に対し、0百万円）、監査役3名に対し2百万円（3名全員が社外監査役））。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役岡野光夫は、東京女子医科大学副学長兼先端生命医科学研究所所長・教授であります。なお、当社は同大学との間に取引関係はありません。
 - ・取締役松村淳は、株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役副社長COO及び株式会社クワイエット・パートナーズの代表取締役社長であります。株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、当事業年度において、第8回新株予約権1,450,416千円（1株当たり権利行使価格30,000円）を行使し、第1回転換社債型新株予約権付社債660,000千円（1株当たり転換価格28,000円）を転換しており、平成25年3月31日現在で、当社株式を23,562株保有しております。なお、当社は株式会社クワイエット・パートナーズとの間に取引関係はありません。
 - ・取締役飯野智は、株式会社ウィズ・パートナーズのシニア・マネージングダイレクターであります。株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、当事業年度において、第8回新株予約権1,450,416千円（1株当たり権利行使価格30,000円）を行使し、第1回転換社債型新株予約権付社債660,000千円（1株当たり転換価格28,000円）

を転換しており、平成25年3月31日現在で、当社株式を23,562株保有しております。

- ・監査役森嶋正は、森嶋公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は同公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
 - ・監査役古田利雄は、弁護士法人クレア法律事務所の代表社員弁護士であります。なお、当社は同弁護士法人との間に取引関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役岡野光夫は、株式会社セルシードの社外取締役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。
 - ・取締役飯野智は、株式会社ジーンテクノサイエンスの社外取締役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。
 - ・監査役古田利雄は、株式会社キャンパスの社外監査役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 岡 野 光 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席いたしました。当社技術の発明者の一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的また事業戦略的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 大 橋 彰	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。医師としての医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、各プロジェクトにおける臨床・非臨床プログラムの戦略や業務執行に関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 松 村 淳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。国内外でのファイナンス分野における豊富な経験及び幅広いネットワークを活用した製薬企業等との事業開発及びＩＲを含めた経営面での助言・提言を行っております。
取締役 飯 野 智	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。ライフサイエンス分野におけるベンチャー投資・支援に豊富な実績を有しており、当社と相乗効果のあるテクノロジーやバイプラインの探索及び獲得という事業面での支援及びＩＲ等に関する助言を行っております。
監査役 野 口 勘四郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。前職での総務部長及び監査役業務を通じて培われた幅広い経験及び見識を生かし、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を常時監視し、取締役会において、議案審議等につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況等に関する調査結果ならびに監査所見の報告等を行っております。
監査役 森 嶋 正	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制の適正性に関し適宜、必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 | 17,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額 | 17,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定決議日 平成21年8月17日）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC 企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。
- ③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要なら是正を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

- ② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、業務執行手続の詳細について定める。
 - ③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。
また、常勤監査役の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時、取締役の職務執行について監視することとする。
- (5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は特定の企業集団に属しておらず、子会社等もないため該当事項なし。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅延なく、監査役スタッフを置くこととする。監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅延なく監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその報告を求めることができることとする。
 - ③ 内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

貸 借 対 照 表

(平成25年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,473,247	流 動 負 債	149,306
現金及び預金	5,050,337	買 掛 金	50,100
売 掛 金	5,213	未 払 金	51,721
有 価 証 券	105,115	未 払 費 用	15,503
原材料及び貯蔵品	180,711	未 払 法 人 税 等	15,895
未 収 消 費 税 等	19,310	預 り 金	16,085
前 払 費 用	74,539	固 定 負 債	1,055,806
未 収 入 金	16	資 産 除 去 債 務	15,806
そ の 他	38,027	転換社債型新株予約権付社債	1,040,000
貸 倒 引 当 金	△24	負 債 合 計	1,205,112
固 定 資 産	132,863	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	18,529	株 主 資 本	4,352,995
建 物 附 属 設 備	47,573	資 本 金	5,081,181
機 械 及 び 装 置	254,081	資 本 剰 余 金	5,062,382
工具、器具及び備品	17,760	資 本 準 備 金	5,062,382
減 価 償 却 累 計 額	△300,887	利 益 剰 余 金	△5,790,568
無 形 固 定 資 産	418	その他利益剰余金	△5,790,568
実 施 許 諾 権	268	繰越利益剰余金	△5,790,568
電 話 加 入 権	149	新 株 予 約 権	48,003
ソ フ ト ウ ェ ア	0		
投 資 そ の 他 の 資 産	113,916		
長 期 前 払 費 用	10,554		
建 設 協 力 金	93,902		
敷 金	9,459	純 資 産 合 計	4,400,998
資 産 合 計	5,606,111	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,606,111

損 益 計 算 書

(平成24年 4 月 1 日から
平成25年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		373, 778
売 上 原 価		272, 835
売 上 総 利 益		100, 942
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		627, 706
営 業 損 失		526, 764
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4, 297	
為 替 差 益	101, 633	
そ の 他	321	106, 252
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	10, 441	
新 株 予 約 権 発 行 費	835	
そ の 他	333	11, 609
経 常 損 失		432, 121
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	499	499
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	70	
減 損 損 失	50, 335	50, 405
税 引 前 当 期 純 損 失		482, 026
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2, 420
当 期 純 損 失		484, 446

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	3,576,730	3,557,942	3,557,942	△5,306,122	△5,306,122	1,828,550
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,504,451	1,504,439	1,504,439			3,008,891
当 期 純 損 失 (△)				△484,446	△484,446	△484,446
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	1,504,451	1,504,439	1,504,439	△484,446	△484,446	2,524,445
当 期 末 残 高	5,081,181	5,062,382	5,062,382	△5,790,568	△5,790,568	4,352,995

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	30,074	1,858,624
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		3,008,891
当 期 純 損 失 (△)		△484,446
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	17,928	17,928
当 期 変 動 額 合 計	17,928	2,542,373
当 期 末 残 高	48,003	4,400,998

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～22年

機械及び装置 4～13年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間（8年）に基づいております。

定額法によっております。

③ 長期前払費用

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

新株予約権発行費は支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 会計上の見積りの変更

当事業年度において、設備移転を行う見込となったため、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として資産除去債務について合理的な見積りが可能となり、見積りの変更を行っております。資産除去債務の計上にあたっては、約1年後の発生が見込まれるため、割引率として1年物短期国債のレートを使用しております。なお、「10. 減損損失に関する注記」に記載のように、計上された有形固定資産（建物附属設備）については全額減損損失を計上しており、この結果、当事業年度の税引前当期純損失が15,806千円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	234,935株	90,372株	一株	325,307株

(注) 普通株式の株式数の増加90,372株は、第三者割当による新株式発行による増加12,000株、新株予約権の行使に伴う新株式発行78,372株であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
第7回新株予約権 (い)	—	—	—	—	—	39,981
第7回新株予約権 (ろ)	—	—	—	—	—	2,386
第7回新株予約権 (は)	—	—	—	—	—	1,512
第8回新株予約権	普通株式	67,000	—	48,000	19,000	4,123
第1回転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	29,988	—	23,562	6,426	(注5)
第2回転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	30,702	—	—	30,702	(注5)
合計	—	127,690	—	71,562	56,128	48,003

(注) 1. 第8回新株予約権の減少は期中における新株予約権の行使によるものであります。

2. 第7回新株予約権(ろ)はストック・オプションとして平成24年5月11日付で発行したものであります。

3. 第7回新株予約権(は)はストック・オプションとして平成24年5月23日付で発行したものであります。

4. 第1回転換社債型新株予約権付社債の減少は、期中における新株予約権の行使によるものであります。

5. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

6. 第7回新株予約権(い)、(ろ)及び(は)は権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,036,329千円
減価償却超過額	25,838
たな卸資産	12,757
新株予約権	15,533
その他	6,485
小計	1,096,944
評価性引当金	△1,096,944
繰延税金資産合計	—

5. リース取引により使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具、器具及び備品
取得価額相当額	1,414千円
減価償却累計額相当額	1,414
期末残高相当額	—

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	—千円
1年超	—
合計	—

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	25千円
減価償却費相当額	24
支払利息相当額	0

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	松村 淳	当社取締役	被所有 間接 7.24%	役員の兼任 (株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役)	新株予約権の行使 (注1) 転換社債型新株予約権付社債の転換 (注1)	1,450,416 千円 660,000 千円	— 転換社債型新株予約権付社債	— 1,040,000 千円
役員	中富一郎	当社代表取締役社長 CEO	被所有 直接 3.44%	—	新株予約権の行使 (注2)	37,087 千円	—	—
役員	岡野光夫	当社取締役	被所有 直接 0.94%	—	新株予約権の行使 (注2)	23,711 千円	—	—

- (注) 1. 株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合が、第8回新株予約権の行使及び第1回転換社債型新株予約権付社債の転換を行ったものであり、第8回新株予約権の行使価格は、1株当たり30,000円、第1回転換社債型新株予約権付社債の転換価格は、1株当たり28,000円であります。
2. ストック・オプションとしての新株予約権の行使であり、行使価格は1株につき30,399.8円であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、研究開発計画に照らして、主に第三者割当増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金につきましては、預金等に限定しております。

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクに対しましては、債権管理規程に従い、原則、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

建設協力金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとしております。

営業債務である買掛金及び未払金につきましては、ほぼ全てが3ヶ月以内の支払期日であります。

また、有価証券につきましては、変動リスクが小さく、常時解約可能なMMFのみで運用しており、定期的に取引金融機関より価格の提示を受けております。

なお、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理につきましては、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額
①現金及び預金	5,050,337	5,050,337	—
②売掛金	5,213		
貸倒引当金(※)	△24		
差引	5,188	5,188	—
③有価証券	105,115	105,115	—
④建設協力金	93,902	93,902	—
資産計	5,254,542	5,254,542	—
①買掛金	50,100	50,100	—
②未払金	51,721	51,721	—
負債計	101,822	101,822	—

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

・資産 ①現金及び預金、並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券

これはMMFであり、取引金融機関から提示された価格によっております。

④建設協力金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

・負債 ①買掛金及び②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
転換社債型新株予約権付社債	1,040,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金及び預金	5,050,337	—	—	—
②売掛金	5,188	—	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 13,528円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 1,885円40銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、将来のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能額まで減額いたしました。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりです。

建物附属設備	15,806 千円
機械及び装置	33,104 千円
実施許諾権	1,424 千円

上記は、本社（千葉県柏市）及び東京オフィス（東京都中央区）における研究用設備、事務用機器または資産除去債務に関する会計基準の適用により増加した建物附属設備のうち、過年度に減損損失を計上したものであります。なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチにより合理的な見積りに基づき評価しております。

11. ストック・オプションに関する注記

(1) 計算書類への影響額

費用計上額及び科目名

売上原価 11,139千円

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 17,205千円

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (い)	第1回新株予約権 (ろ)
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 4名	当社の取締役 1名 当社の従業員 3名
ストック・オプションの数(※)	普通株式 190株	普通株式 320株
付与日	平成15年2月1日	平成15年8月11日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月25日から平成24年10月25日まで	同左

	第1回新株予約権 (は)	第2回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 1名 当社の従業員 2名	社外協力者 1名
ストック・オプションの数(※)	普通株式 390株	普通株式 300株
付与日	平成15年10月22日	平成16年2月28日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	・新株予約権者は、当社の株式公開日までに、協力関係たる地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月25日から平成24年10月25日まで	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで

	第2回新株予約権（ろ）	第2回新株予約権（は）
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 1名	当社の取締役 4名 当社の監査役 2名 当社の従業員 22名 社外協力者 7名
ストック・オプションの数（＊）	普通株式 2,000株	普通株式 7,380株
付与日	平成16年5月31日	平成16年9月1日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	平成18年1月16日から平成26年1月14日まで

	第2回新株予約権（ほ）	第3回新株予約権（い）
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 1名 社外協力者 2名	当社の取締役 1名 当社の従業員 6名
ストック・オプションの数（＊）	普通株式 1,320株	普通株式 1,300株
付与日	平成17年1月14日	平成17年9月1日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月16日から平成26年1月14日まで	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで

	第3回新株予約権（ろ）	第3回新株予約権（は）
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 1名	当社の監査役 1名 社外協力者 5名
ストック・オプションの数（＊）	普通株式 500株	普通株式 650株
付与日	平成17年10月1日	平成17年11月1日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	同左

	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び数	社外協力者 1名	当社の従業員 2名 社外協力者 1名
ストック・オプションの数(※)	普通株式 50株	普通株式 300株
付与日	平成18年3月1日	平成18年3月1日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで

	第4回新株予約権 (ろ)	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 1名 社外協力者 1名	当社の監査役 1名 当社の従業員 2名 社外協力者 1名
ストック・オプションの数(※)	普通株式 250株	普通株式 250株
付与日	平成18年7月1日	平成19年5月14日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで	平成21年3月10日から平成29年3月9日まで

	第7回新株予約権 (い)	第7回新株予約権 (ろ)
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 6名 当社の監査役 3名 当社の従業員 24名	当社の従業員 1名
ストック・オプションの数(※)	普通株式 3,200株	普通株式 150株
付与日	平成23年8月15日	平成24年5月11日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・行使日の前営業日の当社普通株式の終値が32,000円以上であった場合のみ権利行使可能。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成25年8月16日から平成30年8月15日まで	平成26年5月12日から平成31年5月11日まで

	第7回新株予約権（は）
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 7名
ストック・オプションの数（＊）	普通株式 150株
付与日	平成24年5月23日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・行使日の前営業日の当社普通株式の終値が32,000円以上であった場合のみ権利行使可能。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月24日から平成31年5月23日まで

＊ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及び変動状況

i. ストック・オプションの数

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	190	250	50	300
権利確定	—	—	—	—
権利行使	40	—	—	150
失効	150	250	50	—
未行使残	—	—	—	150

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	1,340	6,200	1,000	650
権利確定	—	—	—	—
権利行使	890	3,600	600	350
失効	—	—	—	—
未行使残	450	2,600	400	300

	第3回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権(は)	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	500	500	50	150
権利確定	—	—	—	—
権利行使	500	400	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	100	50	150

	第4回新株予約権(ろ)	第5回新株予約権	第7回新株予約権 (い)	第7回新株予約権 (ろ)
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	3,200	—
付与	—	—	—	150
失効	—	—	20	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	3,180	150
権利確定後(株)				
前事業年度末	100	180	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	100	180	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第7回新株予約権 (は)
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	150
失効	—
権利確定	—
未確定残	150
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

ii. 単価情報

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	30,399.8
行使時平均株価(円)	58,150.0	—	—	66,400.0
付与日における公正な評価単価(円)	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
権利行使価格(円)	30,399.8	30,399.8	30,399.8	30,399.8
行使時平均株価(円)	112,237.0	165,572.2	284,633.3	103,800.0
付与日における公正な評価単価(円)	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1

	第3回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権(は)	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
権利行使価格(円)	30,399.8	30,399.8	39,691.2	39,691.2
行使時平均株価(円)	162,010.0	256,842.5	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1

	第4回新株予約権(ろ)	第5回新株予約権	第7回新株予約権(い)	第7回新株予約権(ろ)
権利行使価格(円)	39,691.2	30,753	27,564	55,125
行使時平均株価(円)	95,800.0	325,011.1	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	(注) 2	(注) 2	15,436	35,864

	第7回新株予約権(は)
権利行使価格(円)	53,658
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	23,591

(注) 1 会社法施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。

- 2 当社は付与日時点において未公開企業であったため、本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は以下のとおりです。

当事業年度末における本源的価値の合計額： 一千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額： 58,577千円

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

①使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第7回新株予約権（ろ）	第7回新株予約権（は）
a. 株価変動性	95.50%（当社上場日から平成24年5月11日までの株価実績に基づき算定）	96.14%（当社上場日から平成24年5月23日までの株価実績に基づき算定）
b. 予想残存期間	4.50年間（十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。）	
c. 配当率	0%（当社配当実績によっております。）	
d. 無リスク利子率	0.23%（予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り）	0.21%（予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り）

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月21日

ナノキャリア株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 雅 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 津 知 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月24日

ナノキャリア株式会社 監査役会
常勤監査役 野 口 勘 四 郎 ⑩
監 査 役 森 嶋 正 ⑩
監 査 役 古 田 利 雄 ⑩

(注) 常勤監査役 野口勘四郎、監査役 森嶋正、監査役 古田利雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の将来における事業拡大に備え、現行定款第6条の発行可能株式総数を1,301,228株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>491,852</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,301,228</u> 株とする。
第7条～第45条 (条文省略)	第7条～第45条 (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、現取締役中富一郎、加藤泰己、中塚琢磨、岡野光夫、大橋 彰、松村 淳、飯野 智の7名が任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	な か と み い ち ろ う 中 富 一 郎 (昭和25年12月2日生)	昭和53年4月 久光製薬株式会社入社 平成3年1月 米国セラテック・インク入社 ビジネス開発担当副社長 平成5年10月 日本セラテック株式会社代表取締役社長兼任 平成8年6月 当社代表取締役社長CEO（現任） 平成20年8月 iPSアカデミアジャパン株式会社取締役（現任）	11,200株
2	か と う や す き 加 藤 泰 己 (昭和29年11月24日生)	昭和55年4月 協和発酵工業株式会社（現協和発酵キリン株式会社）入社 平成5年4月 同社医薬研究所製剤研究所主任研究員 平成13年11月 同社医薬研究所製剤研究所副所長 平成14年7月 同社医薬研究所製剤研究所所長 平成17年1月 同社医薬研究センター部長 平成17年7月 当社取締役CSO（現任）	66株
3	な か つ か た く ま 中 塚 琢 磨 (昭和28年1月29日生)	昭和51年4月 国家公務員上級職採用 平成4年4月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 平成11年4月 グッドウィルグループ株式会社取締役 会長室長兼株式会社コムスン取締役 平成13年1月 ホソカワミクロン株式会社共同財務最高執行責任者 平成14年1月 日本シェーリング株式会社常務取締役 平成15年9月 アンジェスMG株式会社取締役CFO 平成19年9月 株式会社ヴェオリアウオータージャパン執行役員兼株式会社西原環境テクノロジー（現株式会社西原環境）代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役CFO兼管理部長（現任） 平成23年8月 当社社長室長（現任）	一株

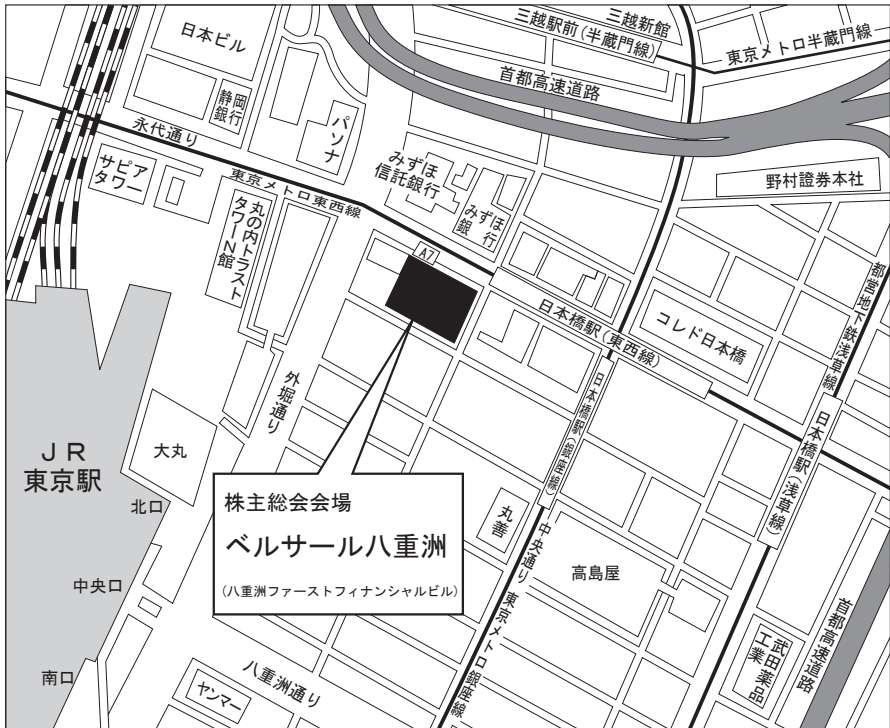
候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	おかのてるお 岡野光夫 (昭和24年3月21日生)	昭和54年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設助手 昭和62年11月 東京女子医科大学医用工学研究施設助教授 平成6年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設教授 平成6年1月 米国ユタ大学薬学部アジャンクト・プロフェッサー（現任） 平成8年6月 当社取締役（現任） 平成11年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設施設長 平成13年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授（現任） 平成13年5月 株式会社セルシード取締役（現任） 平成24年10月 東京女子医科大学副学長（現任）	3,072株
5	おおはしあきら 大橋彰 (昭和18年1月7日生)	昭和50年4月 近畿大学医学部助教授 昭和53年9月 スイス バーゼル大学客員教授 昭和59年8月 明治乳業株式会社ヘルスサイエンス研究所生科学研究室長 平成10年4月 ファルマシア・アップジョン株式会社（現ファイザー株式会社）研究統括部長兼メディカルディレクター 平成14年4月 同社サイエンスセンター長 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成16年10月 ボシュロム・ジャパン株式会社取締役研究開発本部長 平成17年10月 東北大学先進医学研究機構客員教授 平成21年2月 ボシュロム・ジャパン株式会社研究開発本部長	309株
6	まつむらあつし 松村淳 (昭和37年1月24日生)	昭和61年4月 野村證券株式会社入社 平成15年5月 Nomura International Plc. Co-head of Corporate Finance 平成20年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役社長（現任） 平成22年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役副社長COO（現任） 平成24年3月 当社取締役（現任）	一株
7	いいのさとる 飯野智 (昭和40年7月9日生)	平成元年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年3月 C S Kベンチャーキャピタル株式会社入社 平成16年6月 同社取締役 平成22年9月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター 平成24年3月 当社取締役（現任） 平成25年4月 株式会社ウィズ・パートナーズシニア・マネージングダイレクター兼投資運用部長（現任） 平成25年5月 株式会社ジーンテクノサイエンス取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 岡野光夫、大橋彰、松村淳及び飯野智は、社外取締役候補者であります。
3. 岡野光夫を社外取締役候補者とした理由は、当社技術の発明者の一人であり、技術的または事業戦略的な見地から発言をいただいております、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために重要と考えているためです。
4. 大橋彰を社外取締役候補者とした理由は、医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、当社経営に関する発言をいただいております、今後も開発戦略上重要と考えているためです。
5. 松村淳を社外取締役候補者とした理由は、証券会社及び投資会社での経験を通じて培った財務を中心とする企業経営の専門家としての視点に基づく事業経営に関する助言・指導をいただいております、今後も事業戦略上重要と考えているためです。
6. 飯野智を社外取締役候補者とした理由は、証券会社及び投資会社での経験を通じて培った財務を中心とする企業経営の専門家としてバイオベンチャー企業の事業提携やテクノロジーの探索・獲得の支援など、その経験を通じて培ったバイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点に基づく事業経営に関する助言・指導をいただいております、今後も事業戦略上重要と考えているためです。
7. 社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、岡野光夫は17年、大橋彰は10年、松村淳は1年3ヶ月、飯野智は1年3ヶ月であります。
8. 当社は岡野光夫、大橋彰、松村淳及び飯野智との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、4氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 Room C



交通 JR

- ・東京駅…八重洲北口徒歩3分

地下鉄

- ・東京メトロ東西線・銀座線／日本橋駅…A7番出口直結
- ・都営浅草線／日本橋駅…A7番出口直結